

PM2.5の注意喚起等に係る山形県の当面の対応方針

国の「注意喚起のための暫定的な指針」、「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について」及び「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について（第2次）」を踏まえ、当面、次のとおりの対応を行う。

1 注意喚起

(1) 注意喚起の手順と方法

① 注意喚起に係る判断は、次の2段階で行う。

ア 「午前中の早めの時間帯での判断」

午前5時から7時までの1時間値の平均値（以下「3時間平均値」という。）

が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、午前7時30分を目処に注意喚起を実施する。

イ 「午後からの活動に備えた判断」

午前5時から12時までの1時間値の平均値（以下「8時間平均値」とい

う。）が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、午後0時30分を目処に注意喚起を実施する。

② 注意喚起は、県内を8地域に区分して行う。1地域に測定局が複数ある場合は、1局でも超過した場合、その地域に注意喚起を行う。

③ 注意喚起は、翌日午前0時で自動的に終了する。ただし、午後5時までに1時間値が2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善された場合は、注意喚起が終了した旨周知を行う。

④ 注意喚起は県のホームページで実施すると同時に、市町村、報道機関、関係機関に通知する。

(2) 注意喚起のための暫定的な基準

レベル	日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	注意喚起の判断に用いる値		行動の目安等
		午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断	
		午前5時～7時	午前5時～12時	
		1時間値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1時間値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
II	70超	85超	80超	<ul style="list-style-type: none">・屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。・不要不急の外出をできるだけ減らす。・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする。 <p>※高感受性者（呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等）においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。</p>
I	70以下 35超	85以下	80以下	<ul style="list-style-type: none">・特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では、健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。 <p>(環境基準の短期基準は日平均値$35\mu\text{g}/\text{m}^3$であり、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。)</p>
(環境基準)	35以下			

(3) 注意喚起の地域区分

地 域	PM2.5測定局
東南村山地域	山形十日町局、山形下山家局、天童老野森局、上山元城内局
西村山地域	寒河江西根局
北村山地域	村山楯岡笛田局
最上地域	新庄下田局
東南置賜地域	米沢金池局
西置賜地域	長井高野局
庄内北部地域	酒田若浜局、遊佐局
庄内南部地域	鶴岡錦町局、余目局

2 相談窓口の設置等

(1) PM2.5相談窓口

- | | |
|------------------|--|
| ① 環境エネルギー部水大気環境課 | (TEL) 023-630-2339 |
| ② 環境科学研究センター | (TEL) 0237-52-3127 |
| ③ 各総合支庁環境課 | 村山 (TEL) 023-621-8426
最上 (TEL) 0233-29-1286
置賜 (TEL) 0238-26-6035
庄内 (TEL) 0235-66-4744 |

(2) 健康相談窓口

県民の方からのPM2.5に係る健康に関する相談について、各保健所の健康相談窓口で対応する。

- | | |
|-------|--------------------|
| 村山保健所 | (TEL) 023-627-1100 |
| 最上保健所 | (TEL) 0233-29-1268 |
| 置賜保健所 | (TEL) 0238-22-3000 |
| 庄内保健所 | (TEL) 0235-66-5528 |

市町村においても同様の対応が行われるよう、協力を要請する。

(3) 高感受性者に対する周知及び情報提供

呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者については、国の暫定指針において、「日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合でも短期的な影響がみられる可能性がある」としており、県のホームページや携帯電話の活用を周知するとともに、各総合支庁における日平均値の掲示により情報提供を行う。また、市町村に対しても広報紙や窓口対応などによる情報提供について協力を要請する。